

別記第三十一号の三様式（第七条，第二十条，第四十四条関係）（平29法省令19・
全改、令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省

指 定 書

氏名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄第1号の規定に基づき，同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関を次のとおり指定します。

日 本 国 法 務 大 臣

(注) 用紙の大きさは，日本産業規格A列5番又はA列6番とする。